

## ○月形町地域公共交通活性化協議会運賃部会設置規程（案）

## （趣旨）

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、月形町内における住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議及びその他連絡調整を行うため、月形町地域公共交通活性化協議会設置条例（平成29年月形町条例第19号）第8条の規定に基づき、月形町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の部会として設置する組織及びその運営に関し、定めるものとする。

## （組織）

第2条 本規程による部会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称は運賃部会とする。

2 運賃部会は、法第9条第4項の規定に基づき、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置する。

## （協議事項）

第3条 運賃部会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃等に関する事項
- (2) 運賃部会の運営方法その他運賃部会が必要と認める事項

## （委員）

第4条 運賃部会の委員は、次に掲げる者で構成するものとし、協議会会長が指名する。

ただし、第5号に該当する委員は、町長が協議会委員より指名する。

- (1) 月形町の職員
- (2) 北海道の職員
- (3) 北海道運輸局の職員
- (4) 当該運賃等を定めようとする路線等の一般乗合旅客自動車運送事業者
- (5) 協議する運賃等に係る路線等に関係する地域の住民代表者

2 第2条第2項の規定により、運賃部会を設置したときは、町長が必要と認める場合において、関係自治体の職員を委員として指名することができる。ただし、この規定に基づき指名した委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

(部会長)

第5条 運賃部会の部会長は、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 部会長は、運賃部会を代表し、会務を掌握する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運賃部会は、会長が招集し、部会長が議長となる。

2 運賃部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 運賃部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 運賃部会の会議は、原則公開しない。ただし、部会長が必要があると認めた場合は、公開することができる。

6 会長は、必要があると認める場合は、書面審議により議事を決することができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 運賃部会において協議が整った事項について、運賃部会の構成員である委員は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 運賃部会の庶務は、月形町地域公共交通活性化協議会事務局において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、運賃部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この規定は、令和6年2月15日から施行する。